

電子入札システム 説明会資料

平成25年2月

柳川市総務部総務課

1 電子入札の導入について

電子入札とは、従来、紙で行われていた入札手続きをインターネットを利用して行うことを言います。

柳川市においては、入札・契約業務に関する情報を電子化し、インターネットを活用することにより、受発注者双方における業務の効率化、入札の競争性及び透明性の向上を図るため、平成21年4月から一部の建設工事において電子入札を実施しています。

2 電子入札のメリット

従来の紙入札の場合に比べ、電子入札のメリットとしては、以下があげられます。

①手続きの透明性・公平性の確保

入札に関する事務手続きの透明性、公平性がより向上し、適正な競争が推進されます。

②業務効率化及びコスト縮減

業務効率化による人件費や入札に参加するための移動時間や待ち時間の減少、移動経費等のコスト縮減が図られます。

③行政サービスの向上

入札に関する情報を誰でも簡単に入手できる等、行政サービスが向上します。

3 システムの概要

本市が導入するシステムは、次の2つで構成されています。

①電子入札システム

インターネットを使って入札を行うシステムです。入札参加者は、会社の事務所にいながら入札に参加することができます。

②入札情報公開システム

発注予定、案件公告、入札・契約結果等の情報をインターネット上に公開できます。

4 電子入札システムの特徴

本市が導入する電子入札システムの特徴は次のとおりです。

①コアシステムの採用

国や福岡県と共通のシステムとなる「電子入札コアシステム」を採用しています。

ICカードは、コアシステムを採用している国や福岡県と共通のものを使用することが出来ます。この場合でも、本市への利用者登録を行う必要があります。

②対象入札方式

本市が実施しているすべての入札方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）に対応しています。

③入札情報公開システムとのデータ連携

入札情報公開システムとデータ連携しているため、電子入札公告案件を容易に検索することができます。

入札結果についても、インターネット上で閲覧することができます。

5 電子入札導入の対象事業

電子入札の対象事業は、建設工事と建設工事関連業務委託事業です。平成25年7月からは、一部の建設工事に加え、建設工事に係る業務委託（建築設計に係る入札は除く）においても電子入札を行っていきます。

6 電子入札対象案件の明示

電子入札を行うときは、入札公告又は指名通知書にて電子入札案件である旨の明示を行います。

7 紙入札について

①当初から紙入札による参加について

電子入札案件は、原則として電子入札により行うものとしますが、ICカード申請や利用者登録など、電子入札に備える準備期間として当面の間、紙入札を認めます。

指名競争入札の場合、利用者登録が完了していない業者については、従来どおり紙媒体にて指名通知等を行います。

一般競争入札の場合は、入札参加申請の際、紙入札方式参加承認願（様式第3号）を提出し、承諾を得てください。

②電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムの障害により締切に間に合わない場合や I Cカードが失効、破損等で使用できなくなり、I Cカード再発行の準備を行っている場合、電子入札から紙入札への変更を認めるものとします。

紙入札へ変更する場合は、「紙入札方式移行申請書（様式第 5 号）」を提出し、承諾を得てください。

③紙入札から電子入札への移行

紙入札による入札参加を行ったものが、案件途中から電子入札への移行を行うことは認めません。

8 電子入札に対応するための準備

本市の(電子)入札に参加するためには、毎年実施している競争入札参加資格審査に際し、競争入札参加資格審査申請書を提出し、工事業者もしくは委託業者として本市に登録されていることが必要です。

①インターネットに接続されているパソコン

パソコンを購入し、電話会社・インターネットプロバイダと契約し、インターネットへ接続できる環境を準備してください。

②認証局対応 I Cカードの購入

電子入札コアシステムに対応した認証局の認証サービスを受けることが必要です。電子入札コアシステム対応の民間認証局から価格やサービスと比較検討の上、購入してください。

※ I Cカード購入の際の留意事項

柳川市と契約締結権限のある方の名前でのカード購入が必要です。

- ・ 入札、見積りに関する権限を委任していない場合は代表者
- ・ 入札、見積りに関する権限を委任している場合は委任状により委任を受けている方（支店・営業所長等）

③ I Cカードリーダーの購入

I Cカードリーダーとは、I Cカードを読み取る装置です。

ご利用予定の I Cカードに対応すること、またパソコンに接続可能であることが必要です。

詳細は、I Cカードを購入する認証局で確認してください。

④電子入札システムの利用者登録

電子入札システムの利用登録画面で、ＩＣカードの利用者登録を行っていただきます。利用者登録の方法につきましては、柳川市ホームページに掲載しています。

9 ＩＣカードと認証局について

ＩＣカードとは、インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される電子証明書を格納しているカードのことです。

従来の紙入札では、入札書等に印鑑を押印してその入札が正しく会社の行為であることを立証していましたが、電子入札では従来の印鑑に代わるものとして、電子証明書（ＩＣカード）による電子署名によって、入札権限を有する本人による行為であることを確認しています。

また従来の入札では、応札を希望する企業が公共発注機関に出向いていますので、“対面方式”で直接相手が誰なのか確認ができています。

それに対して、電子入札の場合には、ネットワーク上でのやり取りとなり、相手が応札をしようとしている企業の人なのか、本当に発注機関の担当者なのかといった目視確認ができません。発注者と応札者の間で確実に電子的なやり取りができるように、信用に足る第三者による本人証明と暗号化通信が必要となってくるわけです。これが認証局の仕事です。

認証局が双方に本人性を証明してくれることによって、安心して入札処理ができるわけです。

なおＩＣカードは、入札に参加する際に、本人であることを証明する大事なものです。よってＩＣカードの保管責任者を決める、鍵のかかるところに保管するなど、悪用されないよう厳重に保管してください。

(JACICホームページより引用)

10 開札について

開札手続を進めるに当たって、開札が長引いた場合や即時に対応しなければなりません。開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認してください。

1 1 システム障害等について

システム障害等により、電子入札システムによる入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案し、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置をとります。

この場合は、入札参加者に対してシステム以外の方法、電話又はファクス等により必要な事項を連絡します。

1 2 ヘルプデスクについて

電子入札の実施に際しては、応札者からのシステム操作に関する問い合わせに対し、回答するヘルプデスクを準備しています。

ヘルプデスクの連絡先等については、柳川市のホームページに掲載しています。

※ I Cカード等に関してのご質問は、各認証局にお問合せ下さい。

1 3 システムへの入り口

電子入札システムへの入り口は、柳川市のホームページに設置しています。

また、電子入札に関する情報や操作マニュアル等も上記ホームページ上に公表していますので、随時ご確認下さい。

柳川市 ホームページ

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>